

浦安市工事成績評定要領

浦安市検査要綱第 11 条の規定に基づく工事成績評定表は、この要領の定めるところによるものとする。

(目的)

第 1 条 本要領は、浦安市検査要綱第 11 条の工事成績評定表の作成並びに成績評定結果の請負者への通知に関する事項を定めることにより、浦安市が発注する建設工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第 2 条 工事成績評定（以下「成績評定」という。）の対象とする工事は、1 件の請負代金額が 130 万円以上を評定するものとする。

(成績評定の時期)

第 3 条 評定の時期は、検査職員にあっては検査を実施したとき、監督職員及び主任監督職員にあっては、工事の完成のときとする。

(評定者)

第 4 条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査職員、監督職員及び主任監督職員（係長相当職又は補佐相当職の者をいう。）とする。

(成績評定の方法)

第 5 条 成績評定は、工事ごとに実施する。

2 工事成績の採点は、「工事成績評定表」（第 3 号様式）により行うものとする。

3 成績評定にあたっては、別紙－1 から別紙－6 の「工事成績採点の審査項目別運用表」により行い、「記入方法及び留意事項」（別紙－7）、「施工プロセスのチェックリスト」（別紙－8）を考慮するものとする。

4 工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を（別紙－9）により提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

(審査項目の採点方法)

第 6 条 審査項目の採点は、以下の方法によるものとする。

(1) 出来形、中間検査があった場合

$$\text{評定点合計 } ⑥ = (\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{③} \times 0.2 + \text{④} \times 0.2) - \text{⑤}$$

出来形、中間検査がなかった場合

$$\text{評定点合計 } ⑥ = (\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{③} \times 0.4) - \text{⑤}$$

(2) 出来形、中間検査が2回以上あった場合、評定点は出来形、中間検査を合わせた平均点を記入する。

(3) 出来形（部分引き渡し）の場合は、監督職員、主任監督職員及び検査職員が各々評定を行い、完成の際に完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。

(4) 監督職員、主任監督職員及び検査職員の評定点は、小数第1位とする。

(5) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

(6) 法令遵守等は、主任監督職員が記入する。

(7) 所見は必ず記入する。

(8) 手直しを指示した場合には、手直し前の状態で採点し、手直し後の評価はしないものとする。

（成績評定結果の請負者への通知）

第7条 完成検査の成績評定結果については、工事完成検査結果通知書の評定欄に評定点を記入し、項目別評定点（第3号の1様式）を添付のうえ、請負者に通知する。

（評定の修正）

第8条 引渡し後、瑕疵担保期間中に関係法令違反・事故等により瑕疵が判明したときは、再度工事成績採点を見直し請負者に文書で通知するとともに、成績評定結果を修正するものとする。（別紙－10）

（説明請求等）

第9条 第7条又は第8条による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により浦安市長に対して、評定等について説明を求めることができるものとする。（別紙－11）

（説明請求の提出）

第10条 第9条の書面の提出先は、工事検査担当課とする。

(説明請求に対する回答等)

第 11 条 市長は、第 10 条により説明請求の書面が提出されたときは、工事検査担当課において書面（別紙—12）により回答するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別記第 3 号様式の規定は、施行日以後に着手する工事等の請負契約に係る第 6 条第 1 項の規定による完成検査、出来形検査又は清算検査の依頼及び第 11 条第 1 項の規定による工事等の成績の評定の結果の記録について適用し、施行日前に着手する工事等の請負契約に係る第 6 条第 1 項の規定による完成検査、出来形検査又は清算検査の依頼及び第 11 条第 1 項の規定による工事等の成績の評定の結果の記録については、なお従前の例による。

評定点の標準

評定点の標準値	評価の標準	
80 点以上	・ 他の模範となる優秀な工事 (所見例：優秀・模範・特に良い)	
75～80 点未満	標準的工事	・ 標準的工事の中で優秀なもの。 (所見例：良好)
65～75 点未満		・ 標準的な工事 (所見例：概ね良好)
65 点未満	・ 今後改善すべき事項がある工事	